

第14回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成27年8月10日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第25号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第26号 | 農地等の利用状況の報告等について |
| 日程第 5 | 報第27号 | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて |
| 日程第 6 | 報第28号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 7 | 議第77号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 8 | 議第78号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第79号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第80号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について |
| 日程第11 | 議第81号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第12 | 議第82号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、
本林正樹、下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、野村光吉、杉本彰信、
伊藤善明、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、西本壽吉、岩村聡 平田秀男、
加藤貢、田村信彦、岩本洋子、天野克宏、増田勝、反中正志、中田一彦、
向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

小林達樹、車戸明良 橋場茂子 田中正躬 渡邊甚一

○本日会議に出席した職員等

林務課長 藤下定幸
飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

なし

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
振興主事 中田義博
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、下畑守生、
尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

平野善浩

職務代理	<p>ただいまより第14回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>よって、現在の本出席委員は、36名中31名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、議長より挨拶を願います。</p>
議長	<p>たいへん暑い日が続いております、夏らしいといえますか、ちょっと、涼しくなりかけたかな、そんな毎日かなと思います。</p> <p>私も、ほうれん草を栽培している関係で今ほうれん草にとって1年で一番きつい時期であります。ここを乗り越えるとその先に高値の世界が見えるかなと思いつつ楽しみにしています。皆様方も体調などに十分気をつけて頂きたいと思います。立秋を過ぎましたので、若干秋の気配もあるかなと思います。</p> <p>21日の下呂研修お疲れさまでした。私も聞かせて頂いて大垣共立銀行員の研究者というのは、いい目の付けどころをして6次産業を上手く成功させているなど、そんなことを感じた次第です。毎月ここで話をさせていただいていますが、「ねた」の尽きる事がありますが、今TBSで「ナポレオンの村」という限界集落をテーマした物語で、米の味覚を衛星を使って調べ、ローマ法王に食べていただき東京のセレブの人達に宣伝し「米」をどんどん売っていったストーリーです。7年ほど前に、話を聞きに行った時のことですが、土産に買ってきた「米」を食味計で測定してもらった結果自宅産の「米」の方が数値は上でありました。上手い事売らんと話にならんなど思った事を覚えています。当時、この話を渡邊議員にも話したところ、議会でも話され、古川や高山の「米プロ」が起ち上がった経緯を覚えております。長い話になりましたが、又機会がございましたら、こういったところを見て頂ければと思います。どうぞよろしく思います。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>進行は議長が務めます。</p>

議	長	議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。 (憲章朗唱)
議	長	日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 29番 天野 克宏 委員と、30番 増田 勝 委員を指名しますのでお願いします。
議	長	日程第2 会期の決定について を議題といたします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。 それでは議事に移ります。 日程第3 報第25号 農業生産法人の報告等について を議 題とします。 事務局の説明を願います。
前坂農地 主 事		それでは、農業生産法人報告提出状況について報告いたします。 今回は47法人のうち4法人についての報告となります。 農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、① 法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受 けた資料により総合的に確認しております。 1番 清見町三ツ谷にあります有限会社は認定農業者であり、 田 1.92ha 畑 0.1 ha、採草地 1.03 ha、合計 3.1 haを経営耕作し ております。経営内容につきましては肉用牛肥育、約 150 頭を飼 育しております。その他に水稻を栽培しております。

2番 清見町池本にあります農事組合法人は認定農業者であり、経営面積は田 17.4ha、畑 3.2 ha、合計 20.6 haを経営耕作しております。経営内容といたしましては、水稻、菌床しいたけ、トマトの栽培と農作業受託などを行っています。

3番 清見町藤瀬にあります有限会社は認定農業者であり、経営面積といたしましては田 0.65ha、採草地 1.68 ha、合計 2.3 haを経営耕作しております。経営内容といたしましては肉用牛の肥育を行っており肥育牛 約 650 頭、繁殖牛 約 70 頭を飼育しております。その他に水稻、花卉の栽培を行っています。

4番 清見町三ツ谷にあります株式会社は認定農業者であり、経営面積といたしましては、全て畑で 13.9 haを経営耕作を行っています。経営内容といたしましては大根、紅かぶを栽培しております

以上、4件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第26号 農地等の利用状況の報告について を議題とします。

事務局の説明を願います。

前坂農地主

それでは、農地等の利用状況の報告について報告します。

農地法施行規則第19条 では解除条件付貸借の許可を受けたものは事業年終了後3カ月以内に農業委員会に報告することとなっております。

また、解除条件の目的としては、多様な利用者が農地を適正に有効利用することを確保するためであり、その要件といたしましては、地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営が行われることとなっております。

報告内容は「名称」「住所」「借入面積」や「周辺農地の農業上の利用に及ぼす影響」「地域における他の農業者との役割分担状況」などを報告することとなっております。

今回は12法人より報告がありました。

1番 久々野町久々野にあります株式会社は製造業を営んでおります。

農業従事は取締役が140日、借入面積は4反5畝、主な栽培作

物といたしましては米 600kg、トマト 1,000kg で、反収は米 300kg/10 a、トマト 800kg/10 a です。

周辺農地への影響はなし、役割分担といたしましては用水路管理・草刈り清掃を行っております。

2番 三福寺町にある有限会社は建設業を営んでおり、農業従事者は0日、借入面積は1反2畝、主な栽培作物はなし、反収もありません。周辺農地への影響はなし、役割分担は草刈り清掃を実施しております。本業の土建業が多忙なため農地管理のみを実施しており、今年度、上切町地内の全農地を合意解約し所有者に返却しており、返却後の農地はハウレン草ハウスによる作付を確認しております。

3番 清見町三ツ谷にあります株式会社は食品関連産業を営み、農産物生産販売しております。

農業従事は代表取締役が290日、借入面積は7町4反、主な栽培作物としては大根、紅かぶで、反収は大根 5,138kg kg/10 a、紅かぶ 1,959kg kg/10 a です。周辺農地への影響はなし、役割分担としては水路の清掃、道路の草刈りを実施しております。現地に出向き作付状況を確認済みです。

4番 問屋町にあります株式会社で、食品関連産業を営んでいます。

農業従事は取締役が270日、借入面積は2町2反です。主な栽培作物はハウレン草で、反収は273 kg/10 a です。また、周辺農地への影響はなし、役割分担といたしましては道路の草刈り、水栓管理を実施しております。ちなみに、ハウレン草作付面積は1.1haで無農薬栽培として差別化商品化しているため、通常の1/10以下の収量となっており、平成27年度より本格的に作付しております。その他、トマト 約0.6ha カボチャ 約0.4ha、ブルーベリーなどを栽培していることを現地に出向き作付状況を確認しております。

5番 奥飛騨温泉郷にあります有限会社は食品関連産業として農産物生産販売しております。

農業従事は取締役が60日、借入面積は3反6畝です。主な栽培作物は山椒で反収は乾燥山椒で11.1kg/10 a です。また、周辺農地への影響はなし、役割分担として集落の話合い参加、道水路の共同草刈り、獣害対策への協力を実施しております。

6番 清見町三日町にあります株式会社は花卉や野菜苗の栽

培、販売を行っております。農業従事は事業部長が 260 日、借入面積は 5 反 1 畝です。主な栽培作物は野菜苗・花苗で、反収は野菜苗、花苗 8,955 本/10 a です。周辺農地への影響はなし、役割分担としては水路の清掃を行っております。

7 番 羽島市小熊町にあります株式会社は野菜、山菜の栽培や販売を行っております。農業従事は代表取締役が 3 日、借入面積として 7 反 5 畝を借りております。主な栽培作物はクレソンでしたが、遠隔地で管理が困難で収穫はありませんでした。周辺農地への影響はなし、役割分担は地域の行事に参加、草刈りを実施しております。

平成 26 には清見支所より営農するよう指導をしましたが、撤退の意向を示されました。平成 27 に、合意解約完了し農地を返却されました。清見支所にて現地に出向き作付状況を確認しております。

8 番 高根町小日和田にあります特定非営利活動法人は農産物直売所、レストランの経営をしております。農業従事は副理事長が 85 日、借入面積は 3 町 2 反です。主な栽培作物はソバを栽培しており、反収は 39kg/10 a です。周辺農地への影響はなし、役割分担として草刈り清掃を行っております。高根支所にて現地確認を行い、不作付地について指導しております。

9 番 高山市江名子町にあります株式会社は、経営コンサル、人材派遣などを経営しております。農業従事は取締役が 200 日、借入面積は 7 反 6 畝です。主な栽培作物はあぶらえを栽培しており、反収は 14kg/10 a です。また、周辺農地への影響はなし、役割分担は草刈り清掃を実施しております。

10 番 岡本町にあります NPO 法人は障がい者自立支援事業を行っております。農業従事は理事長が 120 日、借入面積：1 反 8 畝です。主な栽培作物はトウモロコシ、トマトで、反収はトウモロコシ 670kg/10 a、トマト 835kg/10 a です。周辺農地への影響はなし、役割分担は周辺の草刈りを行っており、現地に出向き作付状況を確認済みです。

11 番 鉄砲町にあります NPO 法人は人材活用による耕作放棄地再生等の事業を行っております。農業従事は理事長が 90 日、借入面積は 3 反 7 畝です。主な栽培作物は宿儺かぼちゃでしたが、反収としてはイノシシの被害にあい、収穫はありませんでした。周辺農地への影響はなし、役割分担は周辺の草刈りを行っていま

す。平成 27 年は宿雛かぼちの作付はなく、今後、赤かぶ 10a 程度の作付を予定しています。また、獣害被害防止のため防止柵を設置する予定です。なお、不作付地が多いため作付を指導しております。

12 番 清見町牧ヶ洞にあります合同会社は農林畜産物等の生産販売の事業を行っております。農業従事は代表社員が 200 日、借入面積：4 反 4 畝です。主な栽培作物はトマト、ナスで反収はトマト 1,000kg/10 a、ナス 350kg/10 a です。周辺農地への影響はなし、役割分担として草刈りや地域の話し合いに参加しております。なお、清見支所にて現地を確認済みです。

以上、12 法人について報告をさせていただきました。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 5 報第 27 号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の一部分の取消しが申請されたものです。

今回の場所は、国府町瓜巢になります。この件については、許可を受け、転用したのち、倉庫・資材置場については不要となったため、農地に復元されたことを確認しその許可を取り消すものです。また、全体の許可面積が縮小されるので、事業変更の 4 番に上程されます。

以上 1 件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 6 報第 28 号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記

転用許可の出ている農地について、当事者より許可の取消しが申請されたものです。

今回の場所は、岡本町 3 丁目になります。この件については、許可を受けましたが、農地のままで転用されず、今回 5 条 4 番にあります、別の目的で転用申請するため、許可を取り消すもので

す。

以上 1 件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第 7 議第 7 7 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池 田 書 記

本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、2 件の上程となります。

1 番は、丹生川町日面地内の案件です。受人の耕作面積は 5, 0 8 6 m²、作付けについては露地野菜、水稻の予定です。

2 番は、清見町福寄の案件です。田 1 筆 2 6 m² を隣接農地と交換します。5 条の 7 番が交換案件として上程されています。作付はキュウリなど露地野菜の予定です。

以上、2 件、田 3 筆で合計 1, 6 9 6 m²についてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第 3 条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第 8 議第 7 8 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、5件の上程となります。

1番は、下切町の案件です。畑2筆 511㎡について、農地を嵩上げする一時転用申請です。所有する隣接農地と揃え、利用しやすくするものです。

2番は、前原町の案件です。畑2筆 1,270㎡について、倉庫、庭に転用する申請です。既転用のため、追認を求めています。

3番は、丹生川町新張地内の案件です。田2筆のうち 650.63㎡を農家住宅に転用する申請です。既転用のため、追認を求めています。

4番は、清見町栖谷地内の案件です。田1筆 161㎡を農地を嵩上げする一時転用申請です。隣接農地も順次嵩上げをする計画です。

5番は、奥飛騨温泉郷栃尾の案件です。畑 1筆 373㎡を農家住宅とする申請です。

以上、5件、田3筆 畑5筆で計 2,965.63㎡についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第79号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい

てを議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は12件の上程です。

1番は、花里町1丁目の案件です。田 3筆 164.3㎡について、一般個人住宅にするものです。

2番は、江名子町の案件です。田 1筆 116㎡について、隣接する受人が庭と倉庫に転用するものです。

3番は、江名子町の案件です。田畑 3筆 237㎡について、一体利用地とあわせて、太陽光発電施設に転用する申請です。大規模となるため都市整備課の確認を要します。また、農振除外については特別管理で手続き中です。

4番は、岡本町3丁目の案件です。田 4筆のうち 387.72㎡について、個人医院に転用する申請です。

5番は、石浦町6丁目の案件です。田 1筆のうち 373.66㎡について、一般個人住宅に転用する申請です。

6番は、丹生川町日面の案件です。畑 2筆 175㎡を、山林に、1,612㎡を資材置場に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

7番は、清見町福寄の案件です。田 1筆 26㎡を庭に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

8番は、清見町福寄の案件です。こちらは、田 1筆 1,152㎡について公民館の目的で申請するものです。まちづくり条例の確認については先日完了しています。また、農振除外については特別管理で手続き中です。

9番は、荘川町町屋の案件です。こちらは、畑 1筆 813㎡について、個人住宅に転用する申請です。既に転用されており、追認を求めるものです。

10番は、一之宮町の案件です。畑 1筆 30㎡について、車庫に転用する申請です。

11番は、久々野町久々野の案件です。畑 1筆 42㎡について、隣接する受人が車庫にする申請です。

12番は、朝日町一之宿の案件です。田畑 3筆 2, 767 m²について、砂利採取の目的で一時的転用する申請です。まちづくりと県許可を要する案件です。

以上、12件、田14筆、畑8筆、7, 895.68 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第80号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、4件の上程となります。変更点に下線を追加しています。

1番2番は、天満町2丁目の案件になります。変更申請については、転用目的の変更です。当初、借家住宅の許可を受けましたが、その後現況の貸駐車場となっていたため、目的変更の申請となりました。

3番は、漆垣内町の案件になります。当初の申請者に加えて、申請者を増やすため今回の申請となりました。申請者の増加のみの変更です。

4番は、国府町瓜巢地内の案件になります。許可の一部取消しをした案件です。全体の規模縮小と不要となった目的の削除となります。

以上4件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議	長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第11 議第81号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池田書記		<p>非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行いますが、通常は、宅地として利用されているケースがほとんどです。</p> <p>また、証明については、公的機関での証明書が必要となり、具体的には、家屋登記簿や課税証明等となります。また、非農地となってから、20年以上の経過していることが必要です。</p> <p>本日は、1件の上程となります。</p> <p>森下町2丁目の案件になります。畑 1筆 23㎡について宅地として地目認定を求めるものです。住宅については、昭和37年に家屋登記されており、登記簿記載を確認しております。</p> <p>以上1件について、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
議	長	<p>ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第12 議第82号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>

船坂書記

本日は2件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、認定農業者である買い手は水稲、施設園芸（トマト）の経営をしており、農振農用地区域内の田2筆3,160㎡を取得し、水稲を生産するものです。

2番について、農業生産法人で認定農業者である買い手は水稲、肉用牛（一貫500頭）の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆2,093㎡を取得し、水稲を生産するものです。

以上、2件につきましてご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

それではこれもちまして、第14回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

天野 克宏 委員

増田 勝 委員
